

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯等を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（児童扶養手当受給者）
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3（公的年金給付等受給者）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方（家計急変者）

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

● 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

▶ 基本給付は申請不要です

- ・ 8月上旬に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※ 給付金を希望しない場合は、『受給拒否の届出書』を7月27日（月）までに提出してください。

▶ 追加給付は申請が必要です

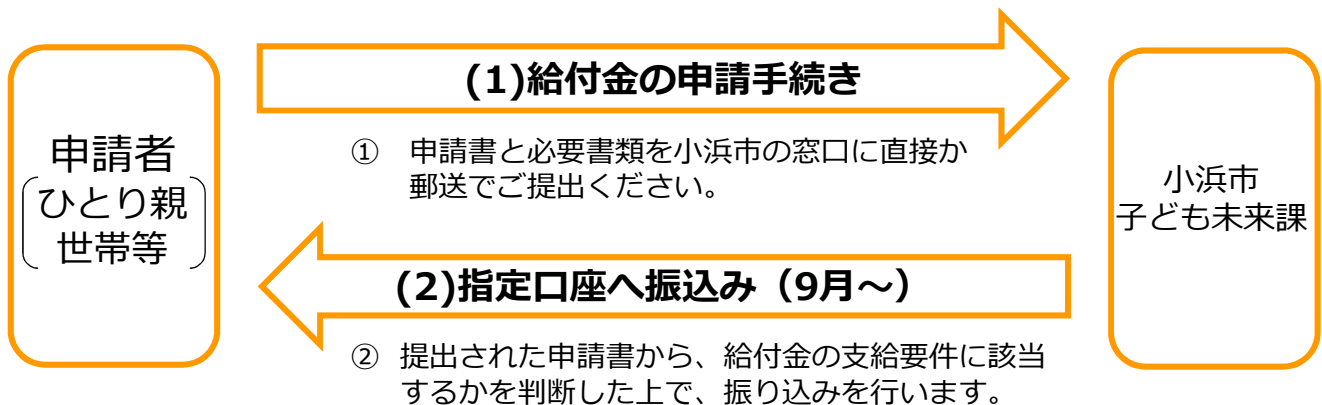
- ・ 8月の現況届提出時に、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。
- ・ 申請内容を確認し、決定後に振り込みます。

● それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

▶ 基本給付、追加給付（1.②に該当する方）ともに申請が必要です

- ・ 申請書は、HP（すくすくおばまつ子）または子ども未来課の窓口にあります。

申請受付期間：令和2年8月3日(月)～令和3年2月26日(金)



お問い合わせ先

小浜市役所 民生部 子ども未来課
〒917-8585 小浜市大手町6番3号 電話：0770（64）6013



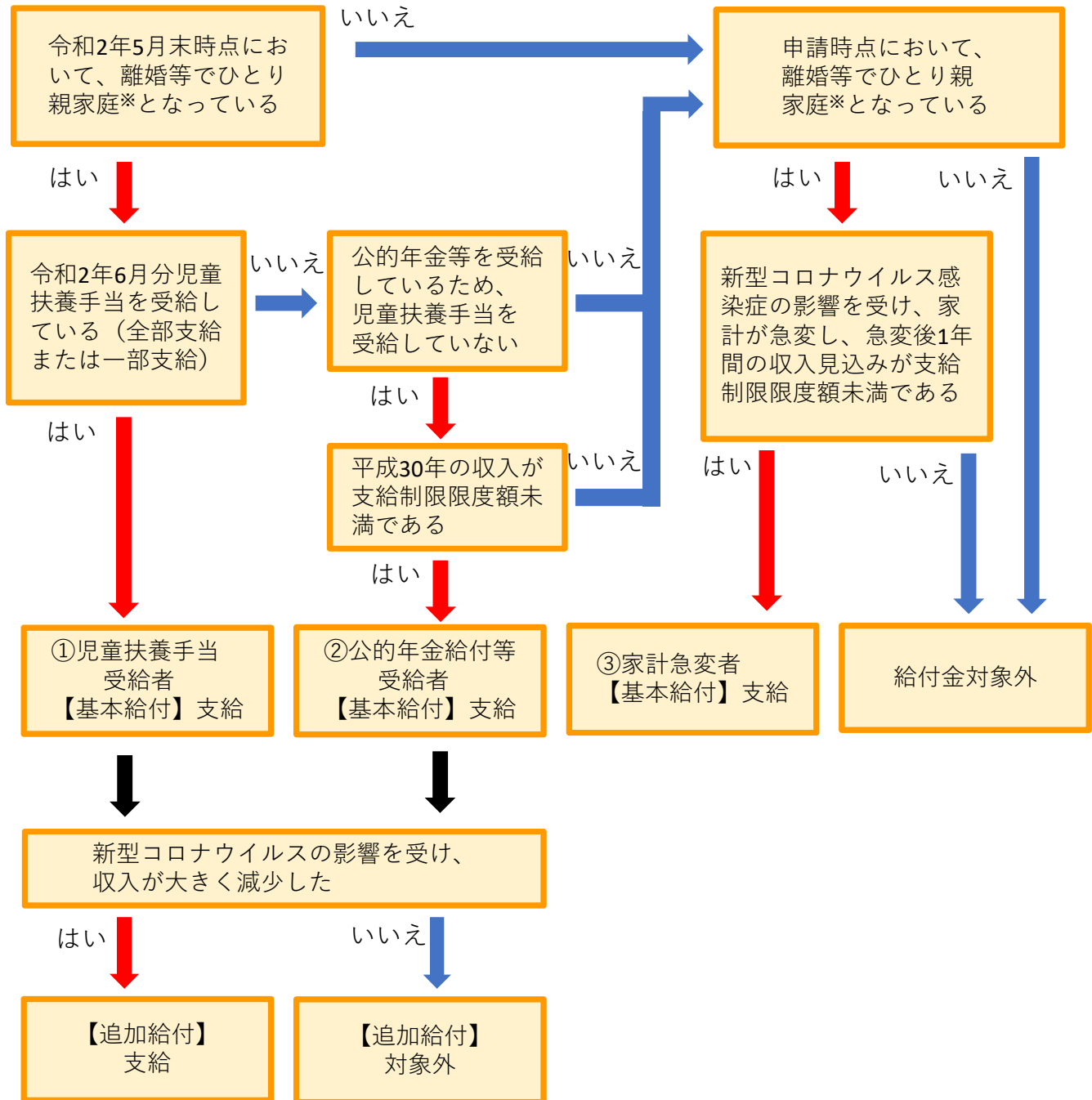
「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに小浜市から確認などの問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込を求めることは絶対にありません。もし、不審な電話や郵便があった場合は、小浜市の窓口や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

ひとり親臨時特別給付金 支給要件確認フローチャート

ここからスタート



各対象者によって給付額や申請方法が異なります。
対象ごとの案内をご確認ください。

- ①児童扶養手当受給者
- ②公的年金給付等受給者
- ③家計急変者

※児童扶養手当法に定める「養育者」を含みます。